

「コロナ差別」

なくす

新型コロナウイルスに関連した差別や偏見が
 いまだに相次いでいる。感染した人やその治療
 に当たる医療従事者、クラスター(感染者集団)
 が発生した学校や飲食店などが、誹謗中傷の対
 象になり、不当な扱いを受けるケースも後を絶
 たない。コロナ差別をなくすにはどうしたらい
 ののか。その実態や要因、対策について、新潟
 青陵大学大学院の碓井真史教授に聞いた。



うすい・まふみ 1959年、
 東京都生まれ。日本大学大学
 院文学研究科博士後期課程心
 理学専攻修了。専門は社会心
 理学。2006年から新潟青陵大
 学大学院臨床心理学研究科教
 授。新潟市のスクールカウ
 セラーとしても活動する。

実態変わらず深刻化も

「自粛警察」など
 行き過ぎた行動 根底に強い不安、恐怖

要 因

——コロナ差別の現状をどう
 見るか。

碓井真史教授 未知のウイル
 スとして広がり始めた1年前と
 比べれば、コロナに対する理解
 が進み、差別や偏見が減っても
 よいはずだ。しかし残念ながら、
 実態はあまり変わっていない。
 差別や偏見はいまだに生まれて
 いて、一部で深刻化している事
 例もある。

コロナ差別の根底にあるの
 は、コロナへの強い不安や恐れ
 だ。心理学において不安は、目
 に見えないものや未知のものに
 対して抱く感情とされている。
 人間は、ウイルスのような肉眼
 で認識できないものに対して
 は、不安を強く抱く。感染症が
 広がり、不安が強くなると心が
 内向きになり、よそ者を排除し
 ようとする。同時に、不安をか
 き消そうとして、行き過ぎた行

動を取ってしまいがちな面も出
 てくる。

これらは人間としての本能だ
 から仕方がない。ただ、その本
 能と、行政による自粛要請など
 が合わさることで、行き過ぎた
 差別や偏見が生まれてしまっ
 ていると見ている。

——どういったケースがある
 か。

碓井 よく見られたのが、飲
 食店に匿名の張り紙などで休業
 を求める行為や、県外ナンバー
 の車を石を投げつけるなど、い
 わゆる「自粛警察」と呼ばれる
 事例だ。

これらの動機は、ただのいた
 ずら半分にはやっているものもあ
 るが、むしろ「自分の家族を守
 りたい」「街を守りたい」との
 思いが勢い余ってしまった
 場合が多い。しかも、本人は差
 別をしているつもりがなく、正
 しい行為だと思っている。そこ
 がこの問題の根の深いところ
 だ。

ネット社会が助長

——「ネット社会」の進展に
 よる影響もあるか。

碓井 インターネット上で発
 言や情報が拡散される影響は大
 きい。差別や偏見の言説が、か
 つてよりも増幅されてしまう傾
 向が強くなっている。例えば、
 ネットニュースのコメント欄は
 一方向に流れやすい性質があ
 る。誰かが差別的な発言をする
 と、同じような意見が大量に並

新潟青陵大学大学院 碓井 真史 教授に聞く



駄菓子店への張り紙を手にする
 店長 昨年5月 千葉県

には

んでしまい、他の意見が出づらくなる。すると、「コメント欄を見てその意見が当然だと考えて

しまつう人が増えてしまいがちだ。心理学では、人間は自分が「標準」だと思い、皆も自分と同じような考えだと思つう傾向がある。ネット上のコメントこそが広く共通の意見であり、それに基づいて行動することは、むしろ良いことだと感じてしまつう人が出てきてしまつう。

対策

——差別をなくすには、どうしたらいいのか。

確井 まず、差別や偏見は、いじめと同じで、なくすのは難しいと自覚する必要がある。一人一人が差別や偏見を持つ人間であるという意識に立つて、どうすべきか考えるようにしていかなければいけない。

そこで重要になるのは教育だ。「コロナの危険性や差別の実態を国民に正しく分かりやすく教えて、よく認識してもらつう必要がある。

1年前にアメリカ心理学学会が「コロナ差別を止めるための提言を出した。この中で私たちにできることとして、▼「事実」を広める▼社会的に影響を持つ人たちを巻き込む▼感染経験者の声を広める——ことなどを示している。

例えば、医療従事者の奮闘ぶ

りやコロナに感染した人の回復ぶりを具体的に伝えることは、これらの人々への差別や偏見をなくすために効果的だ。

カギを握るのは、情報発信を担う行政やマスコミ、影響力のある人々（インフルエンサー）であり、彼らの積極的で賢明な行動が不可欠だ。

——では、国や自治体ではどのような対策が必要か。

確井 コロナ差別の防止に向けて条例を制定する自治体が出てきている。そうした法整備は一つの有効な手だろう。ただ、法律ができれば自動的に差別がなくなるわけではなく、どう活用するかが大事だ。

国民の協力を得るためには、行政や専門家が情報をいかに上手に伝えるかという「リスクコミュニケーション」の質を高めることが求められている。そこには情報の正確性と共に、相手が情報をどう理解するかという視点が欠かせない。

例えば、「1時間に100mmの雨が降る」と発信するだけでは、深刻さが伝わらない。「今までに経験のない大雨」「直ちに命を守る行動を」などのように、より多くの人に伝わる言葉を使うことが重要だ。差別をなくすことに特効薬はなく、地道に続けるしかない。一人一人の努力と、それをけん引する行政のリーダーシップが大事だ。

がコロナを正しく恐れることができる「心の余裕」を持つてきたい。

ウィズコロナの時代においてはまず、職場や地域には、さまざまな感じ方の人がいるという認識を大事にしてほしい。考えが違つう人を責めても何の解決にもならない。否定するのではなく、共感を示すよう努力することが差別や偏見を防ぐ大きな一歩になると確信している。

カギは「事実」広めること

相手の理解につなげる 伝え方の工夫も重要に

浮き足立つ一人一人の心

否定より共感示す努力を

——個人ではコロナ差別と、どう向き合つべきか。

確井 今、私たちの心は少し浮き足立っている印象がある。ちよつとしたことで相手を怒鳴りたくなつたり、責めたくなくなつたりしているような状況だ。だ

から小さなきつかけで、新たな差別や偏見が生まれてしまつう可能性が常にある。

過去の例から見ても、伝染病はいずれ収まるが、差別や偏見はなくならない。ハンセン病などの例でも明らかだ。一人一人

大気汚染防止法が改正されました

一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されます。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布されました。

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材へ規制を拡大するとともに、都道府県等※¹への事前調査結果の報告の義務付け及び作業基準遵守徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化します。



規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大※²します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。



罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。



事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者※³」による事前調査の実施を義務付けます。**(施行：令和5年10月～)**
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等※⁴が事前調査結果を都道府県等へ報告することを義務付けます。**(施行：令和4年4月～)**
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存※⁵することを義務付けます。



作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者※⁶」による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存※⁷を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

- ※¹ 都道府県、大気汚染防止法の政令市など
- ※² 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
- ※³ 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
- ※⁴ 元請事業者または自主施工者
- ※⁵ 解体等工事終了後3年間保存
- ※⁶ 石綿作業主任者、※²の事前調査の必要な知見を有する者
- ※⁷ 解体等工事終了後3年間保存



環境省

Ministry of the Environment

大気汚染防止法の改正の概要

改正概要

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

<石綿含有建材の種類>

吹付け石綿(レベル1)



石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



現 状 ・ 課 題

主な改正事項

<課題1>

規制対象となっていない**石綿含有成形板等(レベル3)**の不適切な除去により**石綿が飛散**

<規制対象>

全ての石綿含有建材に拡大
(現状の規制対象の除去作業(約2万件)の5~20倍増)

【工事の流れ】

事前調査

- ・ 石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・ 調査結果を発注者に説明

<課題2>

▼ 不適切な事前調査による**石綿含有建材の見落とし**
(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)

- 一定規模以上等の建築物等について **石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告**の義務付け
※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。制度開始時より運用。
- **調査方法を法定化**
※ 必要な知識を有する者による書面調査、現地調査等
- **調査に関する記録の作成・保存**の義務付け

レベル1・2あり

レベル1・2なし

届出

- ・ 作業内容を都道府県等に届出

解体等工事

石綿含有建材の除去等作業

(特定粉じん排出等作業)

- ・ 作業基準の遵守義務
→作業基準適合命令等
→命令違反への罰則

※レベル3については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮することから、届出対象とはせず、作業基準等の規制の対象とする。

<課題3>

▼ 短期間の工事の場合、**命令を行う前に工事が終わってしまう**

- **隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業**を行った場合等の**直接罰の創設**
- **下請負人を作業基準遵守義務**の対象に追加

<課題4>

▼ 不適切な作業による**石綿含有建材の取り残し**

- **作業結果の発注者への報告**の義務付け
- **作業記録の作成・保存**の義務付け
※ 必要な知識を有する者による作業終了の確認



隔離措置の様子



吹付け石綿の除去作業の様子

- **都道府県等による立入検査の対象を拡大**
- 災害時に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者等による建築物等への**石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすること**等に努める。

※ 改正法の施行期日 (公布日:令和2年6月5日)

・ 下記以外の規定:令和3年4月1日

・ 調査結果の報告:令和4年4月1日

石綿（アスベスト）とは

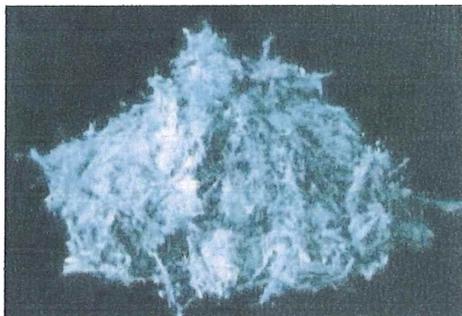
石綿（アスベスト）は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため日本では現在製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。

石綿とは、繊維状を呈している蛇紋岩のクリソタイル、角閃石系のアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クロシドライト及びトリモライトをいいます。

「石綿を含有する」とは、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する場合をいいます。

代表的な石綿（アスベスト）

クロシドライト（青石綿） アモサイト（茶石綿） クリソタイル（白石綿）



出典：THE ASBESTOS／せきめん読本（1996年日本石綿協会）



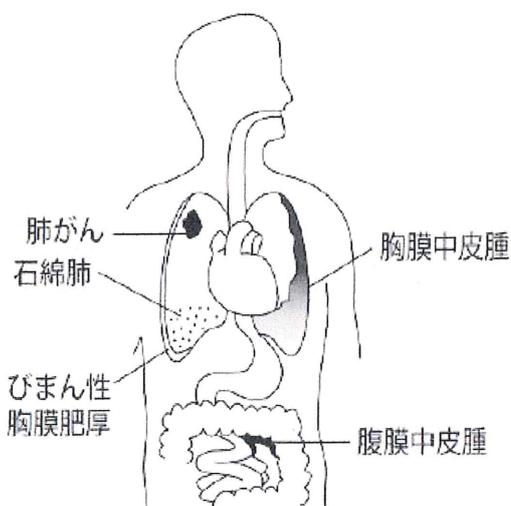
アスベストの物性（特徴）

1. 紡織性
 2. 高抗張性（引張り強度）
 3. 不燃・耐熱性
 4. 耐摩耗性
 5. 耐薬品性
 6. 耐腐食性
 7. 絶縁性
 8. 親和性
 9. 経済性（安価）
- ⇒耐久性を要する建材、製品に幅広く使用



アスベストの使用と規制

- | | |
|----------|---|
| 昭和30年頃 | 建材としての使用が一般化 |
| 昭和50年 | 石綿を5%を超えて含有する吹付作業の原則禁止 |
| 昭和55年 | 石綿含有吹付けロックウールの使用終了 |
| 昭和62年11月 | 建築物耐火構造規定から吹付石綿を除外 |
| 平成7年1月 | <阪神・淡路大震災> |
| 4月 | 石綿を1%を超えて含有する吹付作業の原則禁止 |
| 平成16年10月 | 石綿を1%を超えて含有する主な建材、摩擦材及び接着剤の新たな製造等の禁止 |
| 平成17年6月 | <石綿製造工場周辺での石綿由来疾病発生事案> |
| 7月 | 石綿を1%を超えて含有する吹付作業の全面禁止 |
| 平成18年9月 | 石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の禁止 |
| 平成24年4月 | 石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の全面禁止 |



主な石綿関連疾患と発生部位

出典：（独）環境再生保全機構パンフレット